

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
-----	----------------------

施策主管課	農林環境整備課	総合計画記載頁	121ページ
-------	---------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	政策名 (基本施策名)	19 農林業の付加価値を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力が向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--

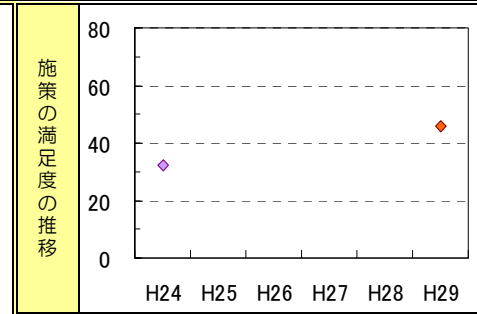
2 施策の取組状況

施策目標	生産性の高い土地基盤の整備・保全や効率的な生産出荷体制が確立され、安定した農業経営が展開されています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	耕作放棄地面積(ha)	単年度目標値	51.0	48.9	46.8	44.7	42.5			40.0	A	中核市平均	ほ場整備済面積/田、畑総面積(%)	中核市平均	36.5					
	現状値	実績値	48.7						実績値	53.4											
	目標値(H29)	単年度の達成度	104.7%						中核市での本市の順位	11位/41市中											
① 施策指標		単年度目標値								中核市平均		中核市平均									
		現状値	実績値									実績値									
		目標値(H29)	単年度の達成度									中核市での本市の順位									
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)	調査結果	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
		現状値	実績値									調査結果	16.2%								-
		目標値(H29)	単年度の達成度									目標値(H29)	20.0%	前年度からの増減							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較 (中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	平成20年度から開始した耕作放棄地の解消に向けた取組の中で、農業委員会やJAうつのみやなどの関係機関が連携し、土地所有者への働きかけを行ったことで、その面積は、減少傾向にある。今後も引き続き、農業再生協議会が中心となり、耕作放棄地解消方策検討会の開催や、耕作放棄地再生利用活動に対する助成支援を行う。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	農業振興地域整備計画の適正管理		・優良農地の確保と有効活用	・農振農用地区域の農地	・農地の農用地区域除外申請の処理 ・農用地管理システムの適正管理	S47	平成25年4月に改定した農業振興地域整備計画に基づき、農用地として確保・保全すべき農用地区域の適正な管理を図る。
2	遊休農地の解消・活用促進事業	○	・優良農地の確保と有効活用	・遊休農地の所有者及び遊休農地を耕作する耕作者	・遊休農地所有者の意向や地域の実情を踏まえた解消方策の検討や耕作放棄地の再生活動に対する国交付金の活用等による解消に向けた取組を支援	H16	耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、農業委員やJAと連携しながら耕作放棄地の早期発見に努めるとともに、国の再生交付金や産地資金など各種交付金を効果的に活用することにより、農地の有効利用を図る。また、農地の守り手としてH25. 8月に上河内地区で設立予定のJA出資型法人との連携により当該地区の耕作放棄地の未然防止や解消を図る。
3	国営造成施設管理体制改革促進事業補助金	○	・ほ場整備事業の推進	国営水利施設を維持管理する土地改良区連合等	多面的機能を発揮する高度な管理体制強化	H12	地域において洪水防止や防火用水等多面的な機能を発揮し、また、農業用水として安定した機能を維持していくため、国営土地改良事業により造成した水利施設の老朽化による維持管理経費の増加に対し、引き続き支援を行っていく。
4	原材料支給	○	・ほ場整備事業の推進	土地改良区及び農業従事者	用排水路の補修用資材の支給	S45	農道や水路の機能回復や維持管理の省力化が図られ、農作業の効率化や安全な農作業環境の確保など、水田利用を安定的なものにするため、近年、要望が多い材料支給に対し、引き続き支援を行っていく。
5	土地改良事業推進補助金	○	・ほ場整備事業の推進	面整備中の土地改良区	面整備実施地区に対する推進経費補助	S61	ほ場整備事業実施地区における面工事を推進するにあたり、円滑な事業推進を図るため、事業以外に必要な工事及び推進のための会議等を開催する必要があることから、支援を継続していく。
6	農業経営高度化支援調査・調整事業補助金	○	・ほ場整備事業の推進	経営体育成(担い手育成)基盤整備事業実施地区の土地改良区	事業実施地区数	H9	農地の利用集積を促進するため、経営体育成基盤整備事業実施地区における土地利用調整活動・農家の意向調査実施に対し、引き続き支援を行っていく。
7	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	○	・ほ場整備事業の推進	土地改良区	実施件数	S52	施設の機能低下防止や機能回復を図れるよう、老朽化した堰や用排水路等の大規模土地改良施設の計画的な整備補修に対し、引き続き支援を行っていく。
8	県営土地改良事業調査計画負担金	○	・ほ場整備事業の推進	栃木県	負担金額		ほ場整備事業やストックマネジメント事業の採択を予定している地区について、円滑な事業着手に向けた、適切な計画を策定する必要があるため、事前調査について支援していく。
9	かんがい排水事業	○	・ほ場整備事業の推進	土地改良区、水利組合等	用排水路の整備	H5	ほ場整備実施地区外からの雨水等の流入による溢水を防止するため、福岡町地内で事業を実施しているが、事業が終了し次第、縮小する。
10	市単独土地改良事業補助金	○	・ほ場整備事業の推進	土地改良区、水利組合等	土地改良施設の整備	S41	農業経営基盤の安定確保のため、引き続き小規模な土地改良施設の整備に対する支援を行っていくとともに、今後の事業展開についても整理・検討していく。
11	国営鬼怒中央地区負担金	○	・ほ場整備事業の推進	栃木県(県営負担金)	償還額	H8	農業用水の安定した取水を確保するための岡本頭首工等の地元負担については、償還が終了したため廃止とする。
12	国営造成施設管理体制改革促進事業負担金	○	・ほ場整備事業の推進	鬼怒中央土地改良区連合	負担金額	H12	国営土地改良事業により造成した農業水利施設や県営付帯施設管理体制の整備・強化を図るため、これらの施設を管理する鬼怒中央土地改良区連合に対する支援を継続していく。
13	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	○	・ほ場整備事業の推進	栃木県(県営負担金)	農業水利施設の保全	H20	昭和30年代以降に整備された多くの水利施設が、現在耐用年数を迎えているため、国または県営事業において造成された基幹水利的農業水利施設の機能保全計画作成及び対策工事を実施し、既存施設の長寿命化を図っていく。
14	農道舗装工事	○	・ほ場整備事業の推進	土地改良区の農道	農道の舗装	S58	農作物の荷傷みや砂塵被害防止、営農コストの削減、農作業の効率化及び安全確保を図るため、計画的な整備を継続していく。
15	土地利用型農業生産施設等整備事業補助金	○	・大規模共同利用施設の整備・活用 ・大型農業機械の導入促進	・宇都宮農業協同組合、営農集団等	機械導入補助	H16	機械導入に際しては、対象地域に出向き、事業実施主体とのヒアリングを通じて、今後の経営規模拡大等の経営改善に向けた計画や地域の実情等を把握し、対象機械の規模・能力が適正となるか判断した上で事業を実施しているところであるが、国や県が行う同種の事業もあることから、それらとの整合を図りながら事業を進めていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆担い手の不足・高齢化などの農業を取り巻く状況や負担面からほ場整備事業への気運が低下している。また、農道の舗装整備や老朽化した堰や用排水路等の施設の機能低下防止や機能回復を図る必要があるが、限られた財源の中、補助支援事業などへの要望に対する整備推進が困難になっている。</p> <p>◆遊休農地の解消・活用促進事業については、後継者不在による耕作放棄地の発生の対応や、自分では耕作できないものの土地の所有意識から他人に農地を任せることに抵抗のある農家に対するの対応等が必要となっている。また、JA出資型法人に対しては、農地の集積に対して地域の担い手と競合しないよう、調整が必要である。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆ほ場整備の全体計画に対する整備率は平成24年度末現在86.8%となっており、今後も、生産性の高い土地基盤の整備・保全を図り、効率的な農業生産出荷体制の確立を目指す。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆効率的で効果的な農業経営の向上を図るため、県営によるほ場整備を針ヶ谷・城山地区などで実施し、生産性の高い土地利用型農業を拡充している。また、地域から要望のある農道舗装やかんがい排水施設の整備・改修についても重要性・優先性を考慮しながら進めていく。</p> <p>◆遊休農地解消・活用促進事業については、引退する農業者の農業施設等の円滑な引継ぎをする制度の構築や、他人に農地を任せられない所有者に対しては粘り強い指導を継続するとともに、農業委員やJAうつのみやなどの関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に係る各種支援策の周知に努め、遊休農地の活用促進を図っていく。また、JA出資型法人に対しては、市の考えを反映できる仕組み等について検討をしていく。</p>